

自然環境保全法施行規則の一部を改正する政令案の概要に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集期間

令和6年6月6日（木）～同年7月5日（金）

2 意見募集の状況

（1） 提出意見数

意見提出方法	数
① e-Gov	0 通
② 電子メール	0 通
③ FAX	0 通
④ 郵送	0 通
計	0 通

（2） 意見の総数

- ・ 今回の改正省令案に係る意見 0 件
- ・ その他意見 0 件

3 意見公募時の政令案と定めた政令との差異は次のとおり。

意見公募時の政令案（概要）	定めた政令
① 貯留層（CCS 事業法第 2 条第 1 項に規定する貯留層）における二酸化炭素（同項に規定する二酸化炭素）の貯蔵のための掘削（法第 35 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる行為を除く。）を行うこと。 ② CCS 事業法第 2 条第 4 項に規定する試掘のための掘削を行うこと。 ③ CCS 事業法第 107 条第 1 項に規定する貯留層の探査であつて、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの	（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為） 第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。

※左欄の③のみを定めることとした。